

学校法人朝日学園 朝日塾小学校・朝日塾幼稚園における
個人情報の取扱いおよび SNS リテラシーに関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律および関係法令を踏まえ、学校法人朝日学園（以下「本学園」という）が運営する小学校および幼稚園において、児童・園児、保護者、教職員等の個人情報を適切に取り扱うとともに、SNS 等の情報通信サービスの安全かつ適正な利用に関する基本的事項を定め、安心・安全な学校生活を確保することを目的とする。

特に、文部科学省からの通知「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」（令和7年7月1日）に基づき、教職員の私有端末による児童・園児撮影の禁止等を徹底するとともに、個人情報保護法及び子ども家庭庁の指針を踏まえた運用を行うものとする。

2. 基本方針

(1) 児童・園児の安全と権利を最優先にすること

児童・園児をあらゆる形態の危害（身体的・心理的・性的）から保護することは学校教育の根幹であり、個人情報の不適切な利用や SNS 上でのリスク（個人情報漏洩、画像・動画の無断共有、ネット上での交流リスク）も含めて重大な事故につながる可能性があることを認識する。

(2) 個人情報の保護を法令・ガイドラインに従って徹底すること

・法令（個人情報保護法、学校教育関連法規）、及び本法人の個人情報保護規程に準拠して適切に管理する。

・教職員・委託先・関係者に対し、収集・利用・提供の制限、適正な管理措置（暗号化、アクセス制御等）を周知徹底する。

・児童・園児の情報は目的外利用・第三者提供を原則として行わないこと。

(3) SNS リテラシー教育の推進と職員研修の強化

全ての教職員・保護者・児童・園児に対して、SNS 等デジタルコミュニケーションの安全な利用について教育・啓発を行うこと。

(4) 教職員の服務規律の明確化・遵守

文科省通知が示すように、「教師による児童生徒性暴力等を断じて許さない」という立場の下、服務規律の内容を明確化し、全職員に理解・同意させる。

特に、SNS・電子通信の利用については、教育活動という職務上の立場に応じた適正な行動基準を設け、教職員が在学・在園中の児童・保護者と安易に SNS で個人的に交流することを原則禁じる等のルールを設ける。

(5) 情報漏洩・不祥事時の対応と責任体制

・個人情報漏洩や SNS 関連の問題が発生した場合、速やかに組織内外の適切な窓口と連携し、原因究明と再発防止策の策定・実行を行う。

・児童・保護者への説明責任を果たし、必要に応じて関係機関（教育委員会・警察等）と連携する。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、以下の者に適用する。

本学園に在籍する児童・園児とその保護者
教職員及び本学園に業務委託された出向者
本学園の運営に関わる外部関係者

4. 個人情報の定義

本ガイドラインにおける個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいい、以下を含むものとする。

氏名、住所、電話番号、メールアドレス
生年月日、学籍・在園情報、健康・発育・指導に関する情報
顔写真、映像、音声
SNS アカウント情報
その他特定の個人を識別できる一切の情報

5. 教職員による撮影・管理のルール

(1) 撮影機器の制限〈令和7年7月 文科省通知〉

- ①教職員の私物端末で児童・園児を撮影することは禁止する。
- ②やむを得ない緊急時（事故対応等）に限り、管理職の事後報告・許可を必須とする。
- ③撮影は原則として学校所有の端末・カメラ・記録媒体を使用する。
- ④児童の画像データを学校外へ持ち出す場合は、管理職の許可を必須とする。

(2) 撮影時の注意事項

- ①授業や学校行事の記録、広報活動等の正当な理由がある場合に限り撮影を行う。
- ②着替え場面、トイレ、更衣室等での撮影は絶対禁止とする。
- ③プール指導時の撮影は、指導上必要な最小限にとどめ、特定の児童の身体的特徴が強調されるような撮影は行わない。

(3) 画像データの管理・保管・廃棄

- ①画像データは、校内サーバーまたは指定されたセキュリティの高いクラウドストレージのみに保管する。
- ②個人所有の USB メモリ等の外部記憶媒体及びクラウドストレージへの保存は原則禁止とする。

(4) SNS 利用制限

- ①教職員個人の SNS アカウントへの児童・園児画像の投稿は、いかなる場合も禁止する。
- ②教職員と児童・園児・保護者間の私的な SNS でのやり取り（DM 等）は禁止する。
- ③学校公式アカウントでの発信は、必ず管理職の承認を得た上でを行い、個人が特定されないよう加工（ぼかし等）を施す。

6. 保護者による撮影・SNS 利用のお願い

(1) 学校・園行事での撮影ルール

運動会、発表会、参観日等の学校行事における撮影は、以下のルールを遵守して行う。

- ・原則として、自分の子どもを中心に撮影し、他の児童・園児が大きく写り込まないように、アングルや位置取りに配慮すること。

- ・撮影禁止エリア（更衣場所付近等）での撮影は厳禁とする。
- ・幼稚園においては、参観日・園内行事での撮影は禁止とする。

(2) SNS 等への投稿制限【重要】

以下の写真・動画は SNS 等に投稿しないこと。

- ① 他の児童・園児の顔が判別できる写真・動画
- ② 水着姿、着替え中の写真

自分の子どもの写真であっても、背景に他のお子さんが写り込んでいる場合は、スタンプ機能等で顔を隠す配慮すること。

(3) LINE グループ等での共有について

LINE グループや保護者間での写真共有については、以下の点に注意すること。

- ・写っている児童全員の保護者の了承を得てから共有すること。
- ・共有された写真を、無断で転送したり、自身の SNS に再投稿したりすることはトラブルの原因となるため禁止とする。

7. 児童に対する指導内容

児童に小冊子「タブレットの使い方、ルールについて」を配布し、指導にあたるものとする。

8. 写真・動画使用に関する同意取得

(1) 包括同意の方法

入学時に「個人情報の保護についてのお願い」を配布し、「個人情報に関する同意書」の提出にて同意の可否を確認する。

(2) 同意撤回・不同意への対応

年度途中であっても、保護者からの申し出により同意の撤回を受け付ける。

不同意の児童・園児については、撮影不可リストを作成し全教職員で共有する。

集合写真等では位置を工夫するか、掲載時に加工処理を行い、児童・園児が疎外感を感じないように最大限配慮する。

9. トラブル発生時の対応

(1) 報告体制と対応手順

事実確認：SNS への不適切投稿や画像の流出を発見した場合、直ちに管理職へ報告し事実確認を行う。

被害対応：被害児童・保護者への説明と謝罪を行い、心のケア（スクールカウンセラー等）を手配する。

削除要請：該当画像の削除を投稿者または SNS 運営会社へ依頼する。

再発防止：全教職員および保護者への注意喚起を行う。

(2) 相談窓口の周知

万が一トラブルに巻き込まれた際は、以下の窓口へご相談ください。

学校園相談窓口： 小学校 086-294-5400 幼稚園 086-243-4111

こどもの人権 110 番： 0120-007-110

警察相談専用電話： #9110

10. 特別な配慮が必要なケース

DV被害やストーカー被害等による住民基本台帳閲覧制限等の措置が取られている児童・園児については、保護者と個別に面談を行い、写真掲載の可否や範囲について厳格な取り決めを行う。外部委託業者（卒業アルバム制作会社等）に対しても、守秘義務契約に基づき情報の管理を徹底させる。

11. 教職員研修と啓発活動

本学園は、教職員に対し、個人情報保護および情報セキュリティに関する研修及びSNSリテラシー教育研修を行う。

また、保護者に対しても、適切な情報提供と啓発を行う。

12. ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、法令の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(附則)

1. 本ガイドラインは令和8年3月1日より施行する。